

# 令和7年度総務消防委員会行政視察報告書

1. 視察日程 令和7年10月27日(月)～10月29日(水)
2. 視察先及び項目
- 神奈川県相模原市
- ・さがみはらみんなのシビックプライド向上計画及びシティープロモーションの取組について
- 神奈川県川崎市
- ・PFI、Park-PFIによる富士見公園の再整備について
- 神奈川県厚木市
- ・カーボンニュートラル推進施策について
3. 視察参加者
- |      |             |
|------|-------------|
| 委員長  | 角野正明        |
| 副委員長 | 東原章         |
| 委員   | 鳥飼由衣        |
| 委員   | 篠原光一        |
| 委員   | 渡辺拓馬        |
| 委員   | 丸岡豊和        |
| 委員   | 斉藤義明        |
| 同行   | 林尚志(政策部長)   |
| 随行   | 木下広基(議会事務局) |

# I. 神奈川県相模原市

＜人口：715,651人、面積：328.91km<sup>2</sup>＞

期日：令和7年10月27日（月）午後2時～

視察項目：さがみはらみんなのシビックプライド  
向上計画及びシティープロモーション  
の取組について

## 【視察目的】

まちづくりはその町の住民等により形成されていくものであり、町への関心や誇り、愛着——シビックプライド——を持ってもらい、積極的にまちづくりに関わろうとする気持ちの醸成が求められる。シビックプライドの醸成には、多面的、多角的な視点からのアプローチが必要であることから、相模原市において制定・策定されたさがみはらみんなのシビックプライド条例及びシビックプライド向上計画を本市のシビックプライド醸成の参考とするため視察するものである。

あわせて、移住定住などの施策により社会増を達成するためには、本市を認知し、関心を持ってもらうためのプロモーションが求められる。町を好きになってもらおうとするシビックプライドの醸成のみならず、対外的なシティープロモーションについても同様に参考とするため視察を行うものである。

## 【説明者】

市長公室

シティープロモーション戦略課 課長

シティープロモーション総括副主幹

## 【視察内容】

### 1. シビックプライドとは

地域に対する誇り、愛着、共感 + まちのために自ら関わっていかうとする気持ち  
シビックプライドが向上すれば・・・

地域コミュニティの活性化及び住民の住み続けたい気持ちの向上  
→魅力的な町へ、定住人口、関係人口、移住者の増加につながる

### 2. さがみはらみんなのシビックプライド条例（令和3年4月より施行）

2017年に公表された自治体シビックプライドランキング（読売広告社）調査対象となった151自治体の中で、相模原市は149位であった。令和元年12月よりシビックプライドの推進に関する検討委員会（※外部有識者、学識経験者、公募住民、学生等）を立ち上げ、シビックプライド向上のためには条例制定が必要であると結論づけた。

#### ○議会での議論

条例化を必要とする理由と目的について

市民が誇れるまちづくりを推進するためには、基本的な考え方、市の責務や市民の役割などを明確にした上で、それを共有し、一体となって取り組むことが重要である。条例に基づく取組を進めることにより、市民のまちづくりへの参画意識が高まり、協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの活性化が図られるものと考えている。

市民の意見の聴取、反映について

オープンハウスや市民アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等により約700件の意見をいただいた。幅広い世代に親しまれるような分かりやすい条例としていただきたい、誇りや愛着は強制されるものではないなどといった意見を条例案に反映した。

条例制定の効果検証について

本条例案では、シビックプライドを高めるための取組を効果的かつ計画的に推進するため、計画を策定することとしている。この計画における具体的な施策の進行管理を行うため、数値目標を設定し、市民の誇りや愛着に関わる調査などを通じて効果検証を行う。

#### ○条例の特徴

難しい言葉や文体を避け、分かりやすい文章とした。シビックプライドを持つことを強制するものではない。横書きの前文を縦読みすると「さがみはらファン」、「シビックプライド」という言葉が出てくる遊び心も取り入れている。

### 3. シビックプライド向上計画及びシティープロモーション

条例第8条として、令和5年3月さがみはらみんなのシビックプライド向上計画を策定。計画期間を令和5年度から令和9年度とした。さがみはらのアピールポイントを「子育て

しやすいまち さがみはら」、「都市と自然のベストミックス さがみはら」、「宇宙を身近に感じられるまち さがみはら」、「スポーツに親しめるまち さがみはら」と設定し、重点的に発信することとした。

### ○3つの目標とターゲット

目標1、継続居住促進（相模原市に誇りと愛着を持ち住み続けてもらう）

目標2、認知度向上（相模原市のことを知ってもらう）

目標3、転入促進（相模原市に住んでもらう）

ターゲット、相模原に関わりのあるみんな（相模原市内に居住し、通学し、若しくは通勤する人、相模原市と何らかのつながりがある人または相模原市に関心がある人（条例第2条））

シビックプライド向上→市内外の全世代へ

対外的シティープロモーション→東京及び神奈川県の実地域の20歳代から30歳代へ

### ○取組事例

さがみはらチアリングパートナー

シビックプライドの向上、シティープロモーションの推進は行政の取組だけでは限界があるため、市民、企業、団体等との連携により市の魅力を発信している。令和7年1月31日時点で7,611の登録となっている。

メディアリレーション

プレスツアーの開催や首都圏メディアとの交流会等により、多様なメディアとの関係性を構築し、メディアへの露出獲得を目指す取組である。

「相模原STEAM教育ツアー」

藤野芸術の家、麻布大学いのちの博物館、JAXA相模原キャンパス、市立博物館をバスツアーとして回る。

「メディア向け交流会 相模原のたまごを味わう In 明治屋ホール」

市内の3養鶏所による卵の紹介、卵料理の試食会、交流会

メディアに見つけてもらうのを待つだけでなく、積極的にツアー、交流会を実施することでメディアに取り上げてもらえるようになる。またメディアが取り上げることで住民が

改めて新たな市の魅力や特徴を発見することができる。

宇宙をテーマにした事業の推進

相模原市のアピールポイントの一つである宇宙に関する取組を重点的に実施している。  
大阪・関西万博のブース出展、はやぶさの日イベント、JAXA応援団、宇宙交差点など

#### ○シティープロモーションの取組内容と費用（令和7年度）

シティープロモーション推進事業（18,157千円）

- ・シティープロモーションブック（3年に1回）
- ・子育てPR事業
- ・さがみん運用経費
- ・イメージ調査
- ・ノベルティ制作 など

情報発信推進事業

- ・メディアリレーション事業
- ・宇宙のまちプロモーション事業
- ・ソーシャルメディア運用業務

シビックプライド向上事業

- ・JAXA応援団
- ・さがみはらむすび運営
- ・さがみはらチアリングパートナー
- ・市民参加型イベント

銀河連邦サガミハラ共和国事業

- ・大阪・関西万博出展
- ・銀河連邦本部負担金
- ・桜まつり物産展
- ・特使派遣

#### 4. 実施結果等

##### ○市への愛着度

相模原市への愛着度は約71%

（インターネット調査 市内在住 20歳以上の男女1,000名）

##### ○シビックプライドランキング

平成30年3月149位 → 令和6年1月71位

調査実施者：株式会社読売新聞社

調査エリア：関東圏（1都6県）、関西圏（2府4県）の人口10万人以上151自治体

調査対象：調査エリアに住む20歳から64歳の男女

調査方法：インターネット調査

有効回答数：15,100人

調査時期：2024年1月12日から1月18日

## ○課題・分析

20代から40代の愛着度が低く（65.1%）、愛着度を高めるには若い世代や子育て世代へのアプローチが必要である。

愛着を感じている、やや感じている人のうちイベント・地域の祭り等への参加率は約80%であるが、愛着をあまり感じていない、感じていない人の参加率は約20%のため、子供たちや若い世代が楽しめる魅力的なイベント開催が鍵である。

### 【主な質疑応答】

(質) 条例第3条では、相模原市と関わりのあるみんなにシビックプライドを持つことを決して強制するものではないと言っているが、第6条では、市民は相模原市への関心を持つこと及び魅力の発見に努めるとある。第3条と第6条の整合性について説明をお願いしたい。

(答) 第6条に関しては、相模原市に愛着を持っている方に関しては発信しましょうという内容であり、持っていない人に対して無理やり愛着を持って発信してくださいとそこまで求めるものではないという考え方である。

(質) シビックプライドのターゲットもやはり若い世代に重視しているように感じられたが、いかがか。

(答) 調査でも長く相模原市に住んでいる方は既に愛着を持っているということで、持っていない方、若い世代の方などに対してアプローチを行っている。

(質) まちづくりに参加する人々を増やしていくと。市政に参加する市民が増えないことには、よいまちづくりはできない。条例制定することで、まちづくりに参加する市民が増えてきているか。

(答) そこまでにはもう少し距離感があると考えている。まずは知ってもらい好きになってもらって、さらによりよくしようと参画が増えていくと思う。今の段階で自治会加入者が増加するなどそこまでの数字は出ていない。10年、20年と時間がかかるものだと考えている。

(質) さがみはらチアリングパートナーの登録は基本的にはこちらから依頼しているのか。

(答) 著名人に関してはほとんどこちらから依頼している。一般の方はイベントの際に登録してくれたり、ネットで申し込んでもらっている。企業もこちらから依頼することが多いが、申込みが来ることもある。

(質) 子供のときに楽しい思い出を作ってもらい、地元で愛着を持ってもらうことが重要であると感じているが、子供たちや若い世代が楽しめる魅力的なイベント開催について考えていることはあるか。

(答) 今年度では、宇宙交差点において、いつもは宇宙に関して大体決まった方が来られるが、子供たちが来てもらえるようなイベントを企画した。また JAXA 応援団も 12 月に大きなイベントをするが、子供たちが来てくれるような仕掛けづくりを進めている。

(質) 市民もだが、まずは職員にシビックプライドを持ってもらう必要があると思うが、職員を対象に話合いのようなものは行ったのか。

(答) プロジェクトチームのようなものを作り、若手職員とワークショップを行うことに加え、庁内横断的に各部局を跨いで協議などを行った。現在市長をトップとして各部局が集まる会議体において、シビックプライド向上のための取組を協議する場も設け横断的に取り組んでいるところである。

(質) シビックプライド条例制定でよかった点などがあれば伺う。

(答) 教育現場に届いた点がよかったと思う。条例制定してチラシなどを学校に配布すると授業などでとても取り上げやすくなったとのことである。小学生であれば、相模原市のいいところを考えるなどしている。中学生になればシビックプライドという言葉を用いて、授業の中で相模原市の現状や課題、今後の取組などについて考えたりしている。

### 【視察を終えての感想】

○まず、シビックプライドという言葉が株式会社読売広告社の登録商標となっていることや 2017 年に関東圏、関西圏 10 万人以上の 151 自治体では既にランキング調査が行われていたということに驚いた。

地方自治体として同じような課題を抱えているが、相模原市は都心まで 1 時間程度で行き来ができ、通勤圏内でもある。規模は違えども、高松市を通勤圏内とする本市には、参考にしなければならないところも多いように感じた。条例制定するかは今後の研究課題ではあるが、シビックプライドの基本的な考えは取り入れていくべきと思った。

○令和 7 年 10 月 27 日（月）神奈川県相模原市において、「さがみはらみんなのシビック

プライド向上計画及びシティープロモーションの取組について」の視察を行った。冒頭、相模原市の簡単な紹介の後、この取組に至った経緯・目的についての説明があった。

その中で、2017年に株式会社読売広告社が行った自治体シビックプライドランキングにおいて、調査対象となった151自治体中、相模原市は149位と非常に低い結果となり、当時議員をされていた現市長がかなりのショックを受けたことが、この取組に至った経緯であるとの話があった。

その後、市長に就任されて早い段階で、シビックプライドの推進に関する検討委員会を立ち上げ、条例により市民みんなが理念を共有できる、具体的な指針や方向性がはっきりして分かりやすい、条例を作ることで自体に話題性があり、相模原市がまちづくりに対して前向きな印象を与えることができる、以上3点の検討委員会からの意見を踏まえ、シビックプライド向上のためには、条例制定が必要であるとの結論に至ったようである。

議会の議論を経て、「さがみはらみんなのシビックプライド条例」を制定し、3つの目標（・継続居住促進・認知度向上・転入促進）とターゲットを設定し、計画を推進している。また、この計画を推進するに当たっては、各ターゲットに対して、効果的な手法を使って発信しており、イベント企画運営やSNSの運用、PR冊子の作成などが挙げられる。また具体的な取組の一つが「さがみはらチアリングパートナー」である。この取組は著名人や企業・団体に協力を仰ぎ、相模原市の魅力を発信してもらうものである。シビックプライドの向上、シティープロモーションの推進は行政だけでは限界があるため、やはり様々な人の力が必要であるとのことであった。ほかにも、宇宙をテーマにした事業の推進などがあった。

このような取組により、シビックプライドランキングは、2023年度には71位にまで上がり、取組の成果が表れてきているようであるが、同時に若い世代の愛着度が低いといった課題も浮かび上がっていた。課題解決のためには、若い世代や子育て世代へのアプローチが必要で、子供たちや若い世代が楽しめる魅力的なイベントの開催を企画しているようである。

現在、本市が進めているまちづくりは、若い世代に選ばれる町といったことが一つのキーワードであり、まさにシビックプライドの醸成こそが根幹にあると思われる。自分たちの住む町に愛着が感じられなければ、住み続けようとは思わないわけで、それこそが一旦坂出を離れば戻らなくなる原因であると考えられる。これからのまちづくりにおいては、駅前の再整備とともに、子供たちの地域に対する愛情を育てていくことが重要だと思う。

ハード面だけでなくソフト面も大切にしていくことで、本来のまちづくりが成功するのではないか。今回の視察は、参考になる点の非常に多い、実りある行政視察であったと思う。



## Ⅱ. 神奈川県川崎市

<人口：1,541,215人、面積：144.35km<sup>2</sup>>

期日：令和7年10月28日（火）午前10時～

視察項目：PFI、Park-PFIによる富士見公園の  
再整備について

### 【視察目的】

現在、本市では、令和9年度中の供用開始に向け、坂出緩衝緑地の再整備を行っており、緩衝緑地としての機能は維持しつつ、豊かな自然環境と長大な空間を生かしながら、多様な世代が集い、交流する市民の活動拠点を創出する場を整備しようと取り組んでいるところである。川崎市においては、PFI、Park-PFI手法を用いて富士見公園を再整備しており、都心における総合公園としての機能回復、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を進めている。本市の緩衝緑地再整備の参考とするため調査研究を行うものである。

### 【説明者】

川崎市建設緑政局 富士見・等々力再編整備室 室長

担当係長

主事

株式会社川崎フロンターレ フットボール事業統括部

フロントウン部 マネージャー

フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社

プロフェッショナルリーダーCRE・PRE部門

PPP事業グループ 担当部長

### 【視察内容】

#### 1. 事業概要

施設名称：富士見公園（総合公園）

所在地：川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目地内

事業範囲：約11.8ha

事業方式：民間事業者が本施設の再編整備に係る設計及び建設を行った後、市に本施設

の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の維持管理及び運営を行う P F I ( B T O ) 方式及び民間事業者による飲食・物販施設等の公募対象公園施設の設置管理を行う公募設置管理制度 ( P a r k - P F I 制度) の併用

事業期間：契約締結日～令和 25 年 3 月 31 日

事業内容：統括管理業務、設計業務、建設・工事監理業務、維持管理・運営業務、  
自主事業

※統括管理業務、維持管理及び運営業務については、利用料収入により実施するものとし、市は指定管理料は支払わない。また事業者は指定管理納付金を市に対して毎年度支払うものとする。

契約相手：富士見パークマネジメント株式会社

契約金額：5,277,470,000 円 (税込)

対象施設：エントランス広場、主要園路、東側広場、芝生広場、インクルーシブな遊びの広場、農と自然を体感する広場、多目的広場、富士見球場、川崎富士見球技場及び周辺、ボール遊びコーナー、テニスコート及び周辺、北側エリア外周広場等、ジョギングコース、駐輪場、平面駐車場、クラブハウス、相撲場、パークセンター、屋外倉庫、立体駐車場等

## 2. P F I、P a r k - P F I それぞれの事業内容

### ○ P F I

統括管理業務：統括マネジメント、総務・経理、事業評価

設計業務：事前調査、設計、各種申請等

建設・工事監理業務：建設、撤去・解体、什器・備品等の調達・設置、  
工事監理、各種申請等、近隣対応

維持管理業務：施設・設備の保守管理、備品等の保守管理、清掃、  
保安警備、芝生・植栽管理

運営業務：広報 (情報発信・HP 等管理)、公園全体に係る日常運営、  
各施設に係る運営

自主事業：必須提案及び任意提案

### ○ P a r k - P F I

公募対象公園施設の設置業務、管理運営業務

特定公園施設の設計整備及び川崎市への引渡し業務  
利便増進施設の設置業務、管理業務（※任意提案）  
各種申請等業務

- ・ 公募対象公園施設  
    珈琲館 川崎富士見公園店  
    ペットプラス トリミングサロン 富士見公園店  
    G A B p i z z e r i a & c a f e
- ・ 特定公園施設  
    アメニティトイレ

### 3. P a r k - P F I 導入の経緯

P F I 事業における付帯事業として民間収益施設の設置は可能であるが、P a r k - P F I の都市公園法上の特例措置が適用できること、設置管理使用料の提案を受けられること及び民間事業者による特定公園施設の整備が期待できることから、P F I 手法による民間収益施設の設置よりも、P a r k - P F I を活用したほうが市及び民間事業者双方においてメリットが高いと考え、飲食・物販施設において P a r k - P F I を導入している。

### 4. 建蔽率の条例改正

再整備前の富士見公園の敷地面積に対する建蔽率は市条例に定める上限 12% に対して、11.95% となっていた。再整備に当たって公園機能強化を目的として建蔽率を超える運動施設、利便施設等を整備することから、建蔽率の上限を 20% へ変更した。

### 5. 施設の利用料金

都市公園条例及び規則に定める枠内で、市と事業者が締結する本施設の指定管理業務に関する年度協定書において、当該年度の利用料金の額等を定めることとしている。利用料金改正の取り決め等はないが、改正が必要となった場合は事業提案で示された利用料金を参考に協議し改正手続を行う。

#### 【主な質疑応答】

(質) 幅広い年齢層が親しめる公園になっているように思う。イベントの冬のあそび場は相当参加者が多いが、子育て世代の参加が多いと考えればよいか。また高齢者の利

用も年間を通じて高いのか伺う。

(答) 冬のあそび場は正月に近い時期に開催し、伝統的な遊びを学んでもらうイベントであり、ターゲットとしては子供向けとなっている。保護者や祖父・祖母と一緒に参加するので、ターゲットは子供ではあるが、幅広い年齢層の方にお越しいただいている。高齢者の方向けにはフロンタウンフィットネスという名称で健康教室を継続的に実施しており、60代から70代を中心に利用いただいているところである。

(質) 特定公園施設の整備費は全て事業者が負担するのか。

(答) そうである。飲食施設などはP a r k - P F I で整備して管理運営をしてもらう。あわせて特定公園施設であるトイレは整備してもらって市へ引き渡してもらう。公園全体をP F I 事業で指定管理をかけているので、特定公園施設の管理は指定管理業務の中に追加しているというスキームである。

(質) 自主事業は有料が多いのか。

(答) 有料イベントもあれば、無料イベントもある。有料にすることで収益を賄っている側面もあるので、参加してもらうものに関しては、ほとんど有料で実施している。

(質) 契約金額と現在の事業費に差が生じているが、なぜか。

(答) 埋設物の除去などによる設計変更や物価上昇分の上乗せなどである。契約後に補正をかけている。

(質) 人件費も上がっているため今後も補正を行っていくのか。

(答) 本市では維持管理費を支払わず、指定管理納付金を支払ってもらっているため、その部分を調整していくことになると思われる。維持管理は毎年物価変動の指数を計算し、委託当初の条件を超えれば納付金調整が入るスキームとなっている。

### 【視察を終えての感想】

○富士見公園の再整備事業は事業規模・事業費・事業内容において坂出緩衝緑地再整備と共通点はあるものの、事業内容や規模においてかなりの違いがあり視察前は戸惑いもあった。視察では、事業の説明と併せて事前の質問に対して丁寧な回答があり、こちらからの質問もしやすかった。何より説明後、公園を視察でき、坂出緩衝緑地再整備に取り入れていただきたいことが掴めた。

子供向けの遊具の広場では年齢を分けたゾーン、自然と親しみながら遊べるコーナー、何より親子が一緒に遊べる、さらに子供が遊んでいるところを安心して見守れる遊具の配

置があればよいと思った。樹木を必要以上に伐採せず、広いスペースの芝生広場があり、各自が自由に過ごせる工夫を取り入れた芝生広場を取り入れてもらいたい。また便益施設の設置が都市公園の機能を損なわないように再整備しなければならない。



## Ⅲ. 神奈川県厚木市

<人口：223,048人、面積：93.83km<sup>2</sup>>

期日：令和7年10月29日（水）午前9時30分～

視察項目：カーボンニュートラル推進施策について

### 【視察目的】

令和3年9月にゼロカーボンシティを宣言した本市では、二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、公民連携により施策を展開している。カーボンニュートラルは、世界的な課題で、時代の要請であり、市民・事業者・行政などが連携し、現在の気候変動の危機に対して地域一丸となって取り組むことが何よりも重要であると考えられる。厚木市においては、国の脱炭素重点対策実施地域に選定されており、カーボンニュートラルに向けた取組を加速させている。厚木市の取組を本市の参考とするため施策を行うものである。

### 【対応者】

厚木市環境政策課

### 【視察内容】

#### 1. 厚木市カーボンニュートラル関連補助金

個人向け

#### ○住宅省エネ設備導入促進奨励金

住宅省エネ設備を導入する方に対し、補助金を交付する。なお、P R A事業やリースによる設置も対象である。

#### ◆補助対象機器

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ①太陽光発電1万円／kW（最大6万円） | ②蓄電池5万円   |
| ③エネファーム5万円          | ④太陽熱利用5万円 |

#### ◆加算金

- ⑤蓄電池同時設置加算5万円（①、②を同時設置した場合）
- ⑥大容量加算2万円（①を6kW以上設置した場合）
- ⑦居住誘導加算5万円

（厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画における居住誘導区域外から居住誘導区域内へ市内転居し、新たに①を設置した場合）

⑧既存住宅加算 10 万円（既存住宅に、新たに太陽光発電システムを設置した場合）

⑨自家消費加算（R 7. 4. 1 以降に契約したものが対象）

太陽光発電システム【1 kW 当たり 7 万円（上限 6 kW）】

住宅用蓄電池システム【蓄電池価格の 3 分の 1】（1,000 円未満切捨て）

#### ○省エネ住宅導入促進奨励金

LCCM 住宅の導入、ZEH の導入、断熱窓改修に対し補助金を交付する。

※国補助金との協調補助

◆LCCM 住宅 60 万円

◆ZEH 10 万円

◆断熱窓改修

税抜き改修費用から国県補助金額を控除した額の 2 分の 1（市外事業者が施工した場合は 3 分の 1）20 万円が上限。なお共同住宅の一括改修は、管理組合が補助対象者となり、1 戸当たり 2 万円または 100 万円どちらか低いほうが補助額となる。

#### ○電気自動車等導入奨励金

電気自動車等を購入する方に対し、補助金を交付する。

◆電気自動車

1 台につき 10 万円（軽自動車は 5 万円）

奨励金の対象となる電気自動車は、1 人につき 1 台まで。自宅での再エネ利用の要件を満たす場合は 10 万円加算される。

◆V2H

1 台につき 5 万円

#### 企業向け

##### ○共同住宅用電気自動車充電設備導入奨励金

共同住宅に属する駐車場内に充電設備を設置する管理組合等に補助金を交付する。充電設備の購入費、設置工事費の税抜き額から、国等の補助を除いた額の 5 分の 4（上限 150 万円。1,000 円未満切捨て）。

##### ○事業所用省エネ設備導入促進補助金

自家消費型太陽光発電システム等を導入した企業、団体などに対し、補助金を交付する。

◆購入による設置の場合

太陽光発電システム 5万円／kW（上限 300万円）

蓄電池システム 10万円

◆リース事業またはPRA事業による設置（R7.4.1以降に契約したものが対象）

太陽光発電システム 5万円／kW（上限 2,000万円）

蓄電池システム 蓄電池価格の3分の1（1,000円未満切捨て）

○中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金

中小企業者等が電気自動車、電気自動車用充電器、省エネルギー機器の導入に要した経費の一部を補助する。

◆電気自動車（普通自動車）

製造業 50万円 製造業以外 25万円

◆電気自動車（軽自動車）

製造業 30万円 製造業以外 15万円

◆電気自動車用充電器

製造業 100万円 製造業以外 50万円

◆省エネルギー機器

製造業 100万円 製造業以外 50万円

【補助金の上限額】 補助率3分の2以内

## 2. 効果的な事業や施策

### 【再エネ推進】

○住宅省エネ設備導入促進奨励金

令和5年度から国の重点対策加速化事業交付金を活用した自家消費加算（7万円／kW）をメニューに追加したことで、設置件数が増加した。

○事業所用省エネ設備導入促進補助金

令和5年度から国の重点対策加速化事業交付金を活用し、リースやPRAの手法で導入した場合も補助対象とし、令和7年度から上限額を2,000万円にしたことで、大規模太陽光システムの導入相談が増加している。

○公共施設19施設への太陽光発電システムの設置

688トン-CO<sub>2</sub>の削減

今後、PRA事業により29施設に追加設置（公共施設脱炭素化推進事業）

PRA事業により設置したものは初期費用なし

○メガソーラー再エネ活用の効果

1,233 トン—CO<sub>2</sub>

○本庁舎及び市内小中学校の公共施設 37 施設の再エネ電力への切替え

3,639 トン—CO<sub>2</sub>

### 【省エネ推進】

○省エネ家電買換え奨励金

令和6年度に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エアコンと冷蔵庫について、省エネ性能の高いものに買い換えた場合に最大5万円（設置費の2分の1）を交付（先着400件）。

### 【行動変容】

○気候市民会議

令和5年度に市民協働提案事業として、あつぎ市民発電所と協働で実施。無作為抽出した市民に通知し、参加希望のあった方から52人を選考し、合計6回の講義、会議を経て、カーボンニュートラル実現のために必要な行動集であるアクションプランを作成。気候市民会議実施後、実施主体であるあつぎ市民発電所がアクションプランの周知実践を目的に立ち上げたカーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクトにより、市がカーボンニュートラルを目指していることや取組の紹介を行っている。

### 【主な質疑応答】

（質）あつぎ未来プロジェクトの補助金活用セミナーの参加者は多かったか。

（答）補助金活用セミナーは年度末に1回行った。30名程度であった。中小企業向けセミナーをやったりもするが、なかなか人が集まらず悩みどころである。

（質）カーボンニュートラルに向けて市全体で取り組むような協議体のようなものはあるのか。

（答）厚木市カーボンニュートラル推進ネットワークがあり、「カーボンニュートラルなまちづくり」の推進に向けた共同宣言を行っている。市内の大きな企業に参加してもらいカーボンニュートラルに向けて官民連携で取り組んでいるところである。

(質) 中小企業への協力も必要かと思われるが、補助金の申請状況等はどうか。

(答) 年に5、6件ほどの申請であり、あまり多くないという状況である。企業の参加は課題であると考えている。

(質) 省エネ家電買換え奨励金の希望者は多かったのか。

(答) 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し導入したが、こちらは希望者が多くすぐに締め切られ苦情も多かった。

(質) メガソーラー設置エリアの選定方法を伺う。

(答) 神奈川県が太陽光推進のため、平成23年度にメガソーラー発電設備の適地について、県内市町村に照会をかけ、本市が採石場跡地を適地として回答したものによる。

(質) 耐用年数経過後の公共施設の太陽光発電システムやメガソーラーの処理はそれぞれの市や企業で分担して行うのか、予定していることがあれば伺う。

(答) 太陽光パネルの法定耐用年数は17年だが、問題なければ30年程度は発電を続けるという認識。そのため、施設の更新等の都合で撤去、処分をすることになると考えられ、その際の工事の中で処分を行うことが多いと考えている。また、メガソーラーについては民間事業者の所有であるため、不要になった際には所有者の責任において処分するものと考えている。

### 【視察を終えての感想】

○厚木市においても、様々な問題はあるが、カーボンニュートラル達成のため、補助金を活用したり市民団体と協力をして意識醸成を図ったりと積極的に取り組んでいるように思えた。

特に市民目線で魅力的だったのが、住宅省エネ設備導入促進奨励金の中の加算金についてである。通常の補助対象額は他市と差はないが、加算金を導入することによりこれまで消極的だった市民に省エネ設備を導入したいと思わせることに成功していると感じた。また厚木市はメガソーラーを導入しているが、無理に自然を切り開いてまでは設置をしない方針を定めているので、近年問題になっている自然破壊への対応も考えられていると感じた。本市も今後メガソーラーの規制条例を制定していくと思うので参考にしたい。カーボンニュートラルは様々な問題があるので今あるものをいかに省エネ化していくか、また国や県と連携し各種補助金も活用しながら、積極的に取り組んでいきたい。

○市の公共施設の再生エネルギー化や地域企業・市民との協定などを中心にカーボンニュートラル施策を進めている。しかし、推進の中心となる市民参加型の気候市民会議などがあるが、市が技術的、経済的な支援を市民全てに行き渡らせることは難しいと思う。また、各種補助金を設定しているが、補助の枠・規模には自ずと限界があり、実際、上限になり受付を終了しているものもある。市民へのCO2削減を呼びかけているが、まだまだ浸透しているようには感じなかった。すなわち目標と現状の実行過程とは大きなギャップがあるように感じた。

